

平成26年度第2回横浜市子ども・子育て会議放課後部会 会議録	
日 時	平成26年6月4日(水) 10時00分～12時00分
開催場所	松村ビル別館 502会議室
出席者	明石要一部会長、相原和行委員、大野功委員、橋本ミチ子委員、梁田理恵子委員、永井萬里子委員、工藤春治委員、森佳代子委員、山手英樹委員
欠席者	斎藤有厚委員
開催形態	公開(傍聴者5人)
議 題	<p>&lt;議題&gt;</p> <p>(1) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例(案)の概要について</p> <p>(2) その他</p>
決定事項等	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例(案)の概要について、放課後部会としての意見を「横浜市子ども・子育て会議」へ報告し、意見書として取りまとめることとした。
<p>&lt;議事&gt;</p> <p>(事務局) 今回は、NHKの報道の取材依頼がございました。部会としての了承が得られれば、会議中にビデオカメラでの撮影が入ります。録画・配信により委員の皆様のお顔や声が公開される可能性があり、肖像権等の問題がございますので、部会としての了承が必要となります。委員の皆様方、いかがでしょうか。</p> <p>(一同) 異議なし。</p> <p><b>(1) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例(案)の概要について</b></p> <p>(事務局) 資料1、資料2、資料3に基づき説明。</p> <p>(明石部会長) 少し段取りを申し上げますと、この基準条例(案)の概要に対して本部会で御議論していただきます。今月の17日に開催される横浜市子ども・子育て会議にて、本部会の意見を含めた意見書を取りまとめまして、市へ提出します。そして、その後に市民意見募集を実施するという段取りであります。議論にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例が、横浜市の放課後児童健全育成事業の質を維持・向上させるため、必要な基準を定めるものであること。</li> <li>・留守家庭児童に対応する事業であるため、子どもたちの「遊び」及び「生活」の場として、安全に安心して過ごせる環境づくりが求められること。</li> <li>・従来の放課後キッズクラブの留守家庭部分と放課後児童クラブが、円滑に新しい基準に移行できること。</li> </ul> <p>これらの視点を重視していただきたいと思います。</p> <p>従来の放課後児童健全育成事業への影響としては、例えば支援員の資格要件や、専用区画の面積について1人当たりおおむね1.65㎡以上という基準などがあります。事務局から説明がありましたように、既存の放課後児童クラブでは46%が面積基準を満たせていないので、5年間の経過措置を設けるという案がございます。それらを踏まえて、各委員から御意見をいただきたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。</p> <p>(橋本委員) 今実施している放課後キッズクラブの留守家庭児童対応部分を、どのように放課後児童クラブ並</p>	

みの質を確保していくのが大きな課題であると思っています。今後、はまっ子ふれあいスクールを5年間で放課後キッズクラブに転換していく方向性があり、転換する際には留守家庭児童対応部分加わるわけですが、その際にどのような課題が想定されるのか。その課題に対してどのように対応していかなければいけないのかということについて、考えていることがあれば伺いたいです。

(明石部会長) 今後の放課後施策の方向性として、はまっ子ふれあいスクールを放課後キッズクラブに転換していくとありましたが、放課後キッズクラブにした場合の夕方5時以降の利用者について、定員が40名を超えた場合にスタッフを2名から4名に増やすことなどの課題が想定できますね。

また、専用区画について、放課後キッズクラブに転換したときの児童1人あたり1.65㎡以上という基準は満たせそうなのでしょうか。そのあたりのことも含めて、何か事務局のほうからありますか。

(事務局) 放課後キッズクラブにつきましては、これまで定員がありませんでしたが、これから留守家庭児童対応部分について定員という考え方が出てまいります。

現在、各学校にご協力いただき、1教室分は少なくとも専用ルーム、もう一部屋は兼用である場合がございますが、これら専用区画の中に事務スペースがあります。トイレや水場は学校の共用部分ですので少し違うと思いますが、専用区画の事務スペースを除きまして、放課後児童健全育成事業の専用区画として計算いたします。一教室で64㎡というのが標準なので、そこから事務スペース等を除いても30人程度の定員は確保できると考えております。

現在、放課後キッズクラブは92校で実施しており、17時以降の平均利用人数は10人前後となっておりますが、確保できると見込んでいる30人の定員を上回る利用希望があったときにどのように居場所を確保するかが課題です。

人員については、当然すべてのキッズクラブに配置をしますが、専用面積と定員の問題は特定の学校によると思います。大規模校であっても現在利用していただいている方々が引き続き利用できるよう、できるだけ学校内で場所を確保したいので、学校側と調整をさせていただきたいと考えております。

(橋本委員) 以前、空き教室がないという話が何度か出ていて、校庭に建物を建てることも考えているとありましたが、それは可能なのでしょうか。

(事務局) もちろん、建築基準法の問題もございまして、校庭をいじめるようなことはできませんので、どう考えても校外に場所を求めなければいけないような学校については、今、調査をしております。学校外にプレハブを建てるとしても、建築局や教育委員会と調整をして、どういった方法で場所を確保できるか調査をした上で決めていこうと思っています。

あるいは学校の中で、教室に限らず専用区画を確保できるようであれば活用させていただきたいと思えます。はじめは多少狭いかもしれませんが、それは今後の児童数の変動により空き教室が出ることなどを見据え、暫定的な場所や仮設であっても専用区画を確保して、キッズ化を進めていきたいと考えております。

(大野委員) 第10条の3項にある職員の資格要件について「各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの」となっていますが、横浜市のような指定都市でも県が行う研修を受講しなければならないのですか。あるいは市で実施することは可能なのでしょうか。この都道府県知事が行う研修について、現状で結構ですから教えていただけますか。

(事務局) 研修について、まだ国からカリキュラムや時限数が示されておられませんので、県のほうでも検討中だと思います。その研修の実施について、県が委託をすることも可能となっているので、横浜市としては

研修の委託を受けて横浜市独自に実施したいと考えています。

(大野委員) やはり実施の時期や効率性を考えると、そういった対応が必要かと思います。

(事務局) 本市独自の研修を今までやってきておりますので、国から提示される必須内容以外にも、児童への支援に必要なと思われるものを加える形で実施したいと考えています。ただ、余り多過ぎても事業者の皆さまの負担になりますし、修了が必要な人数も多いので、それらを考慮しながら全体のカリキュラムを組んで、県から委託を受けていこうと考えております。

(大野委員) よろしくお願ひします。

(明石部会長) 1つ気になるのは、定員が40名以下とありますね。それで、41名になったときにどのくらいの縛りがあるのか。要するに、仮に私が児童クラブを運営する場合に一番気になるのは学級編制で、40名と41名というのはものすごく悩みます。

(事務局) 支援の単位については「おおむね40人以下」となっており、この「おおむね」について、例えば41人まではよくて、42人はよくないといったところまで決め切れていない状況です。恒常的に40人を超えるような場合はよくない、といったとらえ方もあると思うので、国にも確認をしながら進めていきます。

(橋本委員) それに関連して、放課後キッズクラブでは、月極で登録している場合と、スポットでその日だけ、という利用をしている場合があります。そうすると今後は定員の計算が難しいと思いますが、この登録について何か変更するのでしょうか。

(事務局) その点について、参考2でお配りした「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」という資料の5ページに「(4) 支援の単位」というものがございまして、ここに児童の数の考え方が書かれています。「継続して利用することを前提に申込みをした児童の人数に、一時的に利用する児童、例えば週に1回とか2回というような人数の平均利用人数を加える」ということで、定員に対する利用者数を出していくこととなります。

放課後児童クラブにつきましては、入所について現在も就労要件などを設けていますので、利用する児童全員が対象となると思いますが、放課後キッズクラブの利用について今のところ就労は要件としていないため、今後は、就労要件などを設ける必要が出てくるのかなと思っています。対象外の児童も参加できるようにスポット利用は認めていますが、ある程度は就労要件などに何らかの配慮をして、優先することになるのかと思っています。優先する考え方については、検討中でございます。

(橋本委員) そうすると、はまっ子から放課後キッズへの転換はより難しくなりますね。就労していないけれど、子どもを通わせたいという保護者がはまっ子は多いわけですから、あるいは学童保育のようにお預かりではなくて、5時までの自由な時間に、例えば働いているにしても、そこに行かせたいという親の都合があるので、その辺で転換していくときに一番課題が、理解してもらうのに大変ですね。

(事務局) 利用する児童にとって安心して安全に過ごせるということと、保護者の皆さまからのさまざまなニーズという問題はございます。留守家庭児童については、放課後児童クラブであれ、放課後キッズクラブであれ、居場所は担保されるべきだと思います。また、週3日だけ働く、あるいは早い時間までの就労なので、特に19時までの対応は必要ないという御家庭もあり、キッズクラブの17時までの利用で十分という方も、いらっしゃると思います。

横浜市におけるはまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブの全児童対応の17時までの部分、いわゆる放課後子ども教室は、留守家庭児童のための事業ではございませんので、毎日開設することは要件になっておりません。ただ、横浜市では毎日開くことを前提として、時間も18時までで、土曜日也希望者が

いる場合は開くことを基本としております。留守家庭児童の生活の場ではありませんが、スタッフの方々には参加する子どもたちの様子や健康状態にも目を配って対応をしていただけており、子どもたちが安心していられる場であるというふうに保護者の皆さまからも認識していただけています。

スタッフの方々の御苦労や、保護者の皆さまの認識の問題は残りますが、就労状況などにより17時以降の利用は必要ないという方については、放課後子ども教室として実施する部分で利用ニーズを飲み込んでいくと考えています。

(相原委員) 今の、はまっ子からキッズクラブへの転換に関して、今後この新制度が施行されることで、キッズクラブの利用について保護者へ案内する内容が変わることはあるのですか。

(事務局) 先ほど申し上げましたような就労要件や定員の問題が出てくるので、現行のキッズクラブも含めて、来年の4月に向けて何らかのご案内をさせていただきたいと思っています。新制度においては行政でもっと丁寧に情報提供すべきであるということが定められておりますので、放課後3事業の紹介や学童の情報などを含めて、新年度に向けては、今まで以上に丁寧なご案内をしていきたいと考えています。

現在は、まだキッズクラブよりはまっ子ふれあいスクールのほうが多い状況ですが、5年経ちまして放課後キッズへの転換が終われば、それが横浜市の一つのスタンダードになります。その中で、放課後児童クラブのあり方も含めた、放課後児童育成事業の内容についてまたご議論いただき、次のステップに向けて歩んでいきたいと思えます。

(橋本委員) 苦情を受け付ける窓口の設置について、今は、市役所や区役所が苦情を受け付けた場合に対応している状況だと思いますが、今後どのような単位で苦情の受付窓口を設置する予定ですか。

(事務局) 今後は事業所単位で、苦情の窓口を設置し、その手続を明確化することとなります。

また、制度上は、都道府県の社会福祉協議会が設置している運営適正化委員会がその窓口となっており、そこを外部の窓口の一つとして紹介していくことになるとは思いますが、放課後児童健全育成事業に関する苦情や相談は、今はあまりないと思われます。市役所にも区役所にも苦情や相談があり、それに個別の対応をさせていただいていますが、今後は行政として、利用者に対する苦情の窓口のご案内や、手続の明確化を整理していきたいと思えます。

(橋本委員) 今後は、苦情というか、要求が増えると思えます。乳幼児のときの保育が手厚くなってきており、小学校に入っても同じレベルが求められると思うので、要望は増えてくると思うのです。

(事務局) 最低基準に基づく質の問題、あるいは個別対応の苦情や相談も今以上に増えることは想定されると思えます。

(梁田委員) 今のことに関連して、例えば苦情を受け付けた場合に、事業者が回答しますね。そうしたときに、行政のほうとの関連、行政の窓口はどこになるのでしょうか。

(事務局) 苦情の窓口と手続自体も明確にしていきたいのですが、事業に関する行政の窓口について、こども青少年局や区役所など、はっきりさせていきたいと考えています。

(梁田委員) 市町村としては、いわゆる各区の窓口といいますか、地域振興課という可能性があるということですね。

(事務局) はい。その可能性もございます。現在、苦情の受け付けたその後の対応について、事業者に助言や指導をすることはありますが、新制度の施行に伴って行政側の権限も強化されておまして、今後は事業の制限や停止を命ずることもできることとなります。そのため、こちらも事業所に対しては今以上に細かく指導をしなくてはなりませんし、事業者への関与も強まると思っております。その調査方法や指導手続

についても今後整理をしていきます。

(明石部会長) この苦情の窓口の設置というものは非常に大事であると思っております、例えば、私は千葉市の教育委員をさせていただいていますが、学校・美術館・図書館・公民館への苦情が数多く寄せられます。教育委員会にも寄せられますが、市長への手紙というものを利用して寄せられることも多いのです。

今後は苦情の窓口を事業所内に設置をしますが、市長への手紙など、事業所外の窓口を案内したほうが良いと思います。おそらく、苦情や相談は相当増えると思います。

(事務局) 横浜市の広聴制度として、市長への手紙は「市民からの提案」という名前で実施していますが、それは全ての行政分野においてありますので、受け付けた後、放課後事業についてはこちらに回ってまいります。苦情を受け付ける窓口とは別に、現行の広聴制度は引き続き存在いたします。

(橋本委員) 事業所ごとに運営規程を作成するとありますが、これはひな形などを出す予定はありますか。

(事務局) はい。各運営主体の皆さまからもそういったご要望もございますので、当局側でひな形のようなものを用意しようと考えています。

(大野委員) 第6条や第9条について、設備基準や安全対策が施されていないこともあるかと思いますが、経過措置などは設けられるのでしょうか。

(事務局) 設備基準については面積要件に関する部分以外に経過措置を設けることは考えていません。また、設備基準については、既存の法律である消防法や建築基準法を遵守した前提での規定となっております。それらに違反することはまず許されないことですし、安全で衛生的な環境が確保されていない場合は指導を致します。

(大野委員) やはり子どもたちに安全というものは一番優先されるべきなので、もし基準を満たせていない場合は行政として指導をお願いします。

(事務局) はい。ただ、そうはいいましても一部で既存不適格となる場合はありますので、放課後児童健全育成事業を実施する上で、児童の安全が確保できるのかどうかという視点で指導したいと考えています。場合によっては、適合しなければ他に安全が確保できる場所への移転を考慮していただくようなこともあるかと思いますが、放課後キッズクラブについては、学校施設の基準に準じることで設備基準を満たしていくと考えています。

(明石部会長) 本日いただいたさまざまな意見について、部会長に一任させていただいて、事務局と調整をして本部会の意見としてまとめたいと思います。まとめた意見は各委員に確認をしていただきまして、6月17日に開催されます「横浜市子ども・子育て会議」にて、放課後部会の意見として報告させていただくという段取りで、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

## (2) その他

(事務局) 各区で開催している、市民意見交換会について情報提供。

(明石部会長) ありがとうございます。国では消費税の引き上げにより確保する7,000億円の予算が計上されており、それで横浜市も給付制度を含めて新事業を行いますね。その費用は、国庫補助金で賄えるのでしょうか。それとも、都道府県や市町村でも負担するのでしょうか。

(事務局) 施設や事業によって負担割合は異なりますが、県・市町村も負担することとなります。国は、今後、質の改善、量の拡充を目的として、7,000億円～1兆円超の財源を確保することとなりますが、それ

を全国に配分するにあたっては、都道府県・市町村で策定する事業計画が根拠になってきます。

また、事業計画については、昨年度末に取りまとめさせていただきました量の見込みをもとに、今後、本部会においても、具体的な確保方策についてご議論いただき、それが計画に反映されていくという流れになっています。

(明石部会長) 日程を見るとこの後16区にて開催されますので、もし委員の方々に日程が合えば参加していただきたいと思います。どのような意見が出たか、事務局のほうでまとめていただけると参考になります。

(事務局) はい。御報告させていただきます。

(明石部会長) 議事については以上となりますけれども、委員の皆様から何か特段と申しますか、これにまつわることも含めて、御意見がありましたらお願いいたします。

(事務局) 安倍総理大臣の神奈川県中丸小学校放課後キッズクラブ視察（5月22日）について情報提供。

(明石部会長) それでは、平成26年度第2回「横浜市子ども・子育て会議放課後部会」を終了させていただきます。

資料	資料1 子ども・子育て会議等での条例案にかかる意見聴取について 資料2 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（案）の概要 資料3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について  参考1 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令 参考2 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準について（解釈通知） 参考3 施設状況調査結果 参考4 市民意見交換会関係資料
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。